構想 (プロジェクト)管 理番号	支援措置提 案事項管理 番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分 類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(グロジェクト)の名称	規制所管省庁 管理コー 関連省庁 ド
1003	1003201	経済産業省	電源三法交付金は、電気の安定供給確保のために、電源立地地域の住民福祉の向上と電源立地の円滑化を期待して、昭和49年に制度化されたものであります。特に全国の原発電源立地地方の市前村は、これらの制度によりそれぞれの施策を満しながら、今日までに電力生産地としての認識を持って地域住民の環体であり上に努力してきたものであります。地域住民の福祉の向上に努力してきたものであります。地域住民の福祉の向上に努力してきたものであります。といる共産の最後傷害の大きたのであります。といる大きな対象を関係しているとしておりますことも事実であります。といる大きなはじめとした財政的な問題を引き起こしておりますことも事実であります。といる大きな同盟を残られているとしておりますことも事実でそれらは、それぞれ市町村の生活環境の変化が歴史的に蓄積された結果、財育機関をしているこのような状況の中で、電源交付金の使途の多くは施設の整備と特定事務経費に限定され、しかも「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」にその執行手順が基がら収入ので、その手続きた信息では多など将来にわたる大きな問題を残らで、は施設の整備と特定事務経費に限定され、しかも「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」にその執行手順が基がらいまれている大きな問題を持ている。このような状況の中で、電源交付金を登り入れているといまでは、しかも「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」にその執行手順が基がらいまりまりまります。といまでは、このような対象をしているといまでは、「電気の安定性給の格保と原発立地地域の住民の福祉及び電源の日本によりなが全が自然を表して制度といる場合には能さが感激したことは事実である。ただ、30年に父後ち、電気の安定性給の格保と原発立地地域の住民の福祉及び電源を対して制度に対して制度の発展を必要といます。といるまでは、またに国の時間は、またに国の地域振興を図る制度でありままではまるを必要と考えるものであります。といるよります。またに国の地域振興を必要といます。といまたに国のは、または、日本に関係を表します。といまたに国のは、または、日本に関係を表します。といまたは、日本に関係を表します。といまたは、日本に関係を表します。といまたは、日本に対しませないます。といまたは、日本に対しませないます。といまは、日本に対します。日本に対しまれば、日本に対しまする。日本に対しまれば、日本に対しませないます。日本に対します。日本に対しまれば、日本に対しまれば、日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないませないます。日本に対しませないませないます。日本に対しませないます。日本に対しませないませないませないませないます。日本に対しませないませないませないませないませないませないませないませないませないませない	電源開発促進法、電源開発促進対策特別会計法	電源三法交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑 化を目的として、電源地域の地方公共団体が実施する 各種事業の費用に充てるため交付されるものである。 2003年10月には、複数あった交付金を統合し て、交付等法の簡素化を図るとともに、交付対 業を大幅に拡充したため、地方公共団体は実施する事業を幅広く選択することが可能となっている。	D	2003年10月に電源三法交付金制度を見直し、従来の主な交付金を統合した電源立地地域対策交付金を新設。当該交付金の交付対象事業として、従来の交付金の対象事業に加え、大幅な対象事業の追加を行っており、奢多的事業など一部の事業を除いて一般財源化を図らずとも、地方公共団体が実施を望む事業は十二分に実施できる内容となっている。		福島県	富岡町	電源立地地域対策交付金の市町 村一般財源化の構想	経済産業省 1110140
1087	1087201	経済産業 省	旧テクノ法に基づき設立された高度技術振興財団の基金については、県から財団に対する出損金への補助という形で国庫補助金が入っている。 当該補助金は、基金元本に対する補助であり、その適用益によって、事業が行わ れることを前提としているため、基金元本の処分(一部取り崩し)に当たっては、国庫補助金の返納が規定されている。 しかし、現状として、昨今の低金利のために、基金による運用益がほとんどない 状況が続いており、財団においては、その本来の目的にそった事業を実施するため の事業費が大きく不足していることから、事業の適りな推進が困難な状況になって いる。 ついては、県に対する国庫補助事業という形で形成された財団の基金について、 基金元本補助から基金消費型補助への制度転換を図り、基金の取り崩しにより、財団において本来の事業の目的にそった形で事業費に充てることを認めていただきた い。	1.地域産業活性化推進対策費補助金交付要網 2.産業再配置促進環境整備費補助金交付規則 (工業再配置促進費補助金交付規則)	1 地域産業活性化推進対策費補助の無高度技術工業集積地域開発促進法(旧テクリ法)に対定する公益法人に対し、技術革新の進展に即応した技術の中小企業者による場合、当該出えんに要するを経費の一部について県に対し補助するもので発達の一部について県に対し補助するもので表達ないで、要成2年3月に交付された。基金は、出えんを受けた公益法人が登が着くは一部を廃止しようとする場合には、規定の金叉は「一部を廃止しようとする場合には、規定には、一部を展出した。と、規定を関係費補助金)と、産業再配置促進事業環境整備費補助金)工業再配置促進事業であるを転促進地域から誘導地域に工場等が移転され、収は、誘導地域に工場等が移転され、以は、誘導地域に工場等が移転で、出張新増設工場等のの設置費等では必要な基金出えんに対し補助金を交付する。		1.地域産業活性化推進対策費補助金交付要網 積み立てられている基金の充当の可否は、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるか、補助金交付の趣旨に合致しているか、 処分方法が合理的であるか等を個別に判断する必要があり、これらが満たされる場合には、基金の充当は可能である。なお、目的の範 囲外であったならば、財産の目的外使用などの措置が必要となる。 2.産業再配置促進環境整備費補助金(工業再配置促進費補助金) 積み立てられている基金の充当の可否は、封該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるか、補助金交付の趣旨に合致しているか、 処分方法が合理的であるか等を個別に検討する必要があり、これらが満たされる場合には基金の充当は可能である。なお、目的の範囲 外であったならば、財産の目的外使用などの措置が必要となる。		宮城県	宮城県	みやぎ産業振興ビジョン (産業高度化 新産業創出構想)	経済産業省 1110380
1089	1089201	省	・農外企業が農業参入を行った場合の資金調達において,商工資金に基づく信用保証の利用が可能な場合は, 菌床栽培方式によるキノコの生産と 苗床栽培方式によるカイフレ大根の生産の場合のみに限られるが,これを拡大し,農地を利用せず工場生産方式を行うトマトやイチゴ等の水耕栽培も対象とするもの。	中小企業信用保険法施行令第1条第 1項 中小企業者の資格および事業資金に ついて(39年2月25日付け38中信公 総第94号)の一部改正通知(平成12 年3月6日付け11中信企第129号)	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小企業信用保険制度の対象業種から除外されている。	C	農業に対する金融支援策は農林水産省の所掌である。		宮城県	宮城県	みやぎ産業振興ビジョン (新世代 アクリビジネス創出支援)	経済産業省 1110010
1101	1101202	経済産業省	趣旨 我が国有数の「モノづくりのまち」東大阪市は、多種多様な基盤的技術産業が 集積し、これら中小企業の活動が地域産業、経済を支えてきたまちである。本市に おいては、平成15年3月に「モノづくり経済特医構製、を策定し、国内外の企業誘致 や販路開拓事業、また産学官連携事業を実施するなど、モノづくり振興のため先進 的な施策を実施しているところであるが、今後はそれら施策に基づく具体的な成果 を学げ、地域経済の活性化に寄与していくことが求められている。 このため、地域再生の提案にあたって、成果主義に基づく(仮称)モノづくり交 付金の創設を提案する。 概要 「モノづくり振興計画」の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、3~5年の 間に実施するモノづくり振興のための各種事業を記載した「モノづくり振興計画」を作成 交付金の交付金の交付 国内各種製造業振興計画や施策等と整合の確認を行い、モノづくり振興に繋が を作成 交付金の交付。 国は、市町村が作成した「モノづくり振興に繋が るのであれば、交付対象は一切限定しない地域再生資金として交付金を交付(基金方等、機数等に当用できる工夫が必要) 事後評価 計画期間或いは各年度終了後、市町村は計画の達成状況等に関す 成果指標について 例えば、企業立地件数や商談成約件数を成果指標とする。	用の全部又は一部を国が負担する。 地場産業等活力強化事業費補助金 交付要網 第4条 この補助金は、補助事業者1 ウナール企業庁長官の定める基準等に基 つき行う次の各号に掲げる事業に必 要な経費であって、別表「補助対象 経費」に掲げるののうち、 業局長及び内閣府沖縄総合事務局長 (以下「経済産業局長」という。)が いずかい海ボンがあるまのについ	増設された場合に、当該新増設工場等の所在地を管轄する市町村に対し、環境保全施限、防災保安施設等の 設置等の費用を補助金して交付する。 (他場産業等活力強化事業費補助金) 組合や個別事業者が行う、地場産業の活性化に資する。 (の事業費制助を行う。 具体的には、地場産風の開発、高付加価値化支援事業(新た地場産品の開発、高付加価値化支援事業(新地場産品の販路開拓立援事業等に対するの開発を補助) 地場産品等級路開拓支援事業等に対策 の開発を補助) 地場産品等級。見本市事業等に対策 の開発を補助) 地場産最等級路開拓支援事業(地域 高補助) 地場産業人材育成事業(人材育成、可保保に 資する研究会・交流会事業に対する補助)の三つがある。	1. B-2 2. C	1.産業再配置促進費補助金については、本交付金創設の提案や「三位一体改革」での地方六団体からの提案等を踏まえつつ、今後検討する。 2.地場産業等活力強化事業費補助金(16年度新設)は、地域中小企業等が行う商品開発、販路開拓事業で、県域を越えた産地・業種間の広域連携事業、全国的な規模で行う展示事業、海外展開等事業について積極的に支援するものであり、交付金化は困難であるが、提案されている成果が期待できる国際競争力強化に寄与するような事業については、本補助金を活用し得る可能性がある。		大阪府	東大阪市、東大阪商 工会議所、東大阪経 営者協会	東大阪モノづくび夢・エ・場 .構想	経済産業省 1110240
1129	1129201	経済産業省	太陽光発電システムは依然として高価であり、普及促進には資金面での支援が必要 不可欠である。そこで、住宅全体の電力を賄う太陽光発電システムの設置がNEF (新エネルギー財団)の補助対象となっているのと同じように、門柱が、街路行か イベント等で使用する電力の確保のため太陽光発電システムの設置についても、 これらを公共財的なものと位置づけ、現行の補助制度を弾力的に運用して対象とす ることを求める。	住宅用太陽光発電導入促進対策費補 助金交付規程	太陽光発電の早期市場自立化を促進するため、住宅用 太陽光発電システムを設置する者に対する補助を実 施。		本制度は、住宅用太陽光発電システムの初期需要創出を目的に事業を行っているものであり、御提案いただいている街路灯等を対象と することは困難。 ただし、御提案いただいている門柱灯・街路灯については、自治体による大規模導入が行われる場合には地域新エネルギー導入促進事業、太陽光発電フィールドテスト事業の対象となりうる。		兵庫県	洲本市	光の街」プロジェクト	経済産業省 1110270

構想(プロジェクト)管理番号	案事項	管理 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分 類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 (プロジェクト)の名称	規制所管省所関連省庁	デ管理コード
113	2 1132	22012 経済産業 省	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに 該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第3条の規定に基づき行うこと とし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。	施設の整備の促進に関する臨時措置 法第5条	特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認 定に係る整備計画の変更をしようとする時は、主務大臣 の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従つて取得して特定施設又 は当該特定施設の敷地である土地については、地方税 法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特 別土地保有稅又は事業所稅について、必要な措置を講 する。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の 整備の事業を実施するのに必要な資金の確保またはそ の融通の斡旋に努めるものとする。 補助事業で取得した財産を、各省各庁の長の承認を受 けないで、補助金等の交付の目的に反して使用してはな らない。	E	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条は認定を受けた整備計画の変更である。14号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第4条に基づき、同法第5条と同様の手続きにて行うことができる。 国土交通省より提案主体に具体的な転用の内容について確認したところ、14号施設(農林水産省所管)であったため経済産業省では予算措置はと5ない。		兵庫県	洲本市	民活施設の活用による みなと」 再生構想	経済産業省 総務4 総務林水産省 国土交通省 環境省	1110590
114	8 1148	82040 経済産業 省	環境・エネルギー産業制造特区において認められている規制緩和である「資本関係によらない密接な関係による電力特定供給事業」を活用したプロジェクトを推進するため、単独の事業所、家庭等に対して限定的に実施されている各種新エネ及び省エネ支援制度を見まった。 複数の事業所、家庭等が通規して実施さる事業や、最初の常な連携事業についても支援の対象とするように転換することにより、分散型電池やマイクログリッドの形成を推進するよりに行うより、分散型電池やマイクログリッドの形成を推進する。現行においては、「エネルギー使用合理化事業有支援事業」において、「複数事業者連携事業を対象としているものへ」16年度の採択件数は原則で1件のみとされているほか、他の新エネ及び省エネ支援策においては、複数の事業所、家庭等による連携事業を想定していない。	援対策費補助金交付要綱」、【NEDO】「エネルギー使用合理化事業者支援事業公募要領」、「地域省エネルギー普及促進事業公募要領」、	1.「新エネルギー事業者支援対策」: 新エネ法に基づ入 き認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入 する先進的な事業者に対し、事業費の一部を補助。 2.「地域市エネルギー導入促進事業・1.地域において風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の新エネルギーの大規団体等に対して、事業費の一部を補助。 3.「住宅用太陽光発電均入促進対策 1.太陽光発電の早期市場自立化を促進するため、住宅用太陽光発電の早期市場自立化を促進するため、住宅用太陽光発電のステムを設置する者に対する補助を実施。 1. エネルギー使用合理化事業者支援 1. 当 エネルギー効果や費用対効果が高く、政策的意義の高い事業に対し経費を補助する。 5.「地域者エネルギー普及促進事業」: 地方公共団体によるデモンストレーション効果の高い省エネルギー事業に対して補助を行う。	1.2. D 3,5. C 4. A	1.「新エネルギー事業者支援対策」: 現状でも複数の事業者が連携による取組を支援することは可能 2.「地域新エネルギー導入促進事業」: 現状でも複数の自治体が連携による取組を支援することは可能 3.「住宅用太陽光発電導入促進対策」: 住宅用太陽光発電システムの早期市場自立化を促進するためのものであり、個々の家庭への設置補助であることから、連携事業への対応は困難である。 4.「エネルギー使用合理化事業者支援」: 複数事業者連携による省エネ等を推進するため、平成17年度概算要求において増額要求予定。 5.「地域省エネルギー普及促進事業」: 概算要求では継続事業のみを対象とする予定。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティ 構想	<sup>ア</sup> 経済産業省	1110280
114	8 1148	32130 経済産業 省	経済産業省が実施している「新エネルギー事業者支援対策事業」及びNEDOが 実施している「地域新エネルギー導入促進事業」において、補助対象事業として複 数年度にわたる事業も認められてはいるものの、単年度における交付額の上限が定 められているため(平成16年度は10億円)、大規模かつ集中的な設備投資を伴 う事業の円滑な推進の支障となっている。よって、政策的に重要かつ優先的に実施 されるべきであると判断されるプロジェクトについては、単年度の補助金の上限に 関わらず、限度額を弾力的に運用することを認める。	ネルギー事業者支援対策事業」Q & A 集、【NEDO】平成16年度 「地域新エネルギー導入促進事業」	「新エネルギー事業者支援対策」: 新エネ法に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する定能のな事業者に対し、事業費の一部を補助。「地域新エネルギー導入促進事業」: 地域において風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助。		先駆的な取組や自治体が主体的に関与する取組については、NEDOによるモデル事業ないし地域新エネルギー導入促進事業として、「新エネルギー事業者支援対策事業」よりも高い補助率が適用される。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティ 構想	<sup>ア</sup> 経済産業省	1110390
114	8 1148	32090 経済産業 省	現在、農林水産省では、研究開発、実用化技術開発については「農林水産バイオリサイクル研究」で、賦存状況調査、計画策定、システムの構築、調査、実証については「パイオマス利活用フロンティア推進事業」で、新技術等を活用したモデルの施設整備については「パイオマス資源の指用プロンティア整備事業」で実施している。 多様なパイオマス資源の活用を促進するためには、地域の実状に則した施策を段階的かつ総合的に推進する必要があることから、これらの事業を一体的に実施するなど事業体系の見直しを要望する。	「農林水産パイオリサイクル研究公 募要領」、「パイオマス利活用フロ ンティア推進事実施要網」、「パ イオマス利活用フロンティア整備事 業実施要網」		С	バイオマス施策は、各省において、エネルギー政策、リサイクル政策、農林政策等様々な目的の下で実施されており、こうした各省にまたがる施策目的が異なる施策を整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。また、各施策によってバイオマスの利活用が効率的・効果的に図られるよう、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通じて、各省間において密接な連携を図っている。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティ/ 構想	7 農林水産省 経済産業省 環境省	1110100
114	8 1148	32100 経済産業 省	「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、バイオマスの利活用を促進するために取り組むこととしている「バイオマスタウン構想」を有効に推進するため、国の認定を受けたバイオマスタウンを対象として、実証、事業化調査、施設整備等の施策を集中的に実施する必要がある。 そこで、経済産業省が実施している「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」にあいて導入している「バイオマスタウン枠」について、農林水産省が実施している「バイオマスタウン枠」について、農林水産省が実施している「バイオマスタウン枠」について、農林水産省が実施している「バイオマス制活用フロンティア推進事業・同整備事業」及びNEDO技術開発機構が実施している「が地域所エネルギー導入促進事業」等他のバイオマス関連事業にも枠を追加することを要望する。	進事業実施要網」、「パイオマス利 活用フロンティア整備事業実施要網 (農林水産省)」、「パイオマス系 未活用エネルギー事業調査事業公募 要領(経済産業省)」、「地域新工	「パイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」: 既に実用化に達しつつあるパイオマスエネルギー及び雪氷冷熱エネルギーの導入を円滑化するための実証試験を実施する。「地域新エネルギー導入促進事業」: 地域において風力発電、太陽光発電、パイオマス発電等の新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助。	С	地域新エネルギー導入促進事業は、地方自治体が策定した計画に基づき行われる、パイオマスや太陽光発電、風力発電などの各種新エネルギーの導入事業に対して支援するものであり、パイオマスのみに特別枠を設けることは、地方自治体が計画する他の新エネルギー導入に支障をきたすおそれが生じるため適当ではない。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティス 構想	, 農林水産省 経済産業省 環境省	1110150
114	8 1148	32020 経済産業 省	新エネルギー等の開発を促進し、環境・エネルギー産業の創出を図るため、日本政策投資銀行投融資指針第2における細項目「地球環境対策・公害防止」中、「3.新エネルギー・自然エネルギー開発」に掲げる事業を利子補給の対象とすること。	なし	なし	С	新エネルギー設備設置に関する低利化制度は以下のとおりである。 利子構給については、「地域エネルギー開発利用促進対策」において、新エネルギー事業に係る資金を低利で貸し付ける市中銀行に対して、新エネルギー財政と利子構能を行っている。 一方、日本政策投資銀行については、財政投融資において、風力発電や太陽光発電等の施設整備事業等に関して既に低利化施策を講じている。			環境・エネルギー産業 フロンティア構想	国際的なエネルギー開発供給費点が形成されつつあり、あおもりエコタウンブランによるゼロエミッシュ 大核桁の確立を目指す 先達のがデンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー・労争における幅広い実証や・グリハウの蓄積業を図り、新たなビジネスや新電イでの創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー・最適利用モデルや温室効果ガス排出削別モデルの光達地域とレズ、世差プロンティアの形成」を実現する。	的 成 財務省 経済産業省	1110600
114	9 1149	92020 経済産業 省	上記1のとおり、公共事業依存の強い地方において、公共事業縮減の影響を受ける 建設業が再生を図っていくには、本業の経営改善のみならず、新分野進出を促すこ とにより、建設集に偏った産業構造の転換を合わせて進めていく必要がある。 一方、ノウハウない研労争への進出は事業者にとって、操業に近いリスクがある ことから、これを資金面から支援する制度が必要であり、建設業の新分野進出を要 件とした、保険料率の軽減等の保険特例創設を要望するものである。		ご指摘の中小企業信用保険法第2条第3項等の経営安定保証の特例は、建設業の新分野進出を要件としていない。		政府としては、「著しい成長発展を目指す事業(5年以内に株式公開)」や「(商品やサービスに)新規性を有する事業」への事業展開・事業の多角化を支援するため、新事業創出促進法第十一条に定められた中小企業信用保険法の特例として新事業開拓関連保証制度を創設し、新事業の創出・育成に質する環境整備に積極的に取り組んできたところ。		青森県	青森県	建設業の経営改善 新分野進出 促進による地域再生構想	経済産業省	1110020

構想 (プロジェクト)が 理番号	室 案事」	措置提 項管理 番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 (プロジェクト)の名称	規制所管省庁 管理コー関連省庁 ド
11.	49 114	492030 រឺ៖		本県における建設業の新分野進出先として有望視される分野として、基幹産業の農林水産業があげられるが、現行制度では、農林水産業が必的信用保証の対象外とされていることから、建設業の新分野進出先が農林水産業である場合に限定し、公的信用保証の対象とする特例の創設を要望するものである。	中小企業信用保険法第2 条第 1項 同法施行令第1条第1項 上記法令は公的信用保証の対象となる中小企業者(養権、資本金等)を 規定しているが、建設業の新分野は 出に限定し、対象外となっている農 出に限定し、対象外となっている農 を要望するもの。	中小企業信用保険法施行令第1条において農業は中小 企業信用保険制度の対象業種から除外されている。	` с	農業に対する金融支援策は農林水産省の所掌である。		青森県	青森県	建設業の経営改善 新分野進出 促進による地域再生構想	経済産業省 1110030
11:	52 118	522030 <del>1</del>		現在、液晶をはじめとするFPD産業は、薄型テレビ人気などに支えられ、業績が上向き傾向にあり、ひところのIT不況を脱しつつある状況にある。また。これまでの国際的に生産拠点を分業する「水平発合」から、製品を国内工場で一貫生産する「垂直統合」、「国内回帰」の動きがみられる。こした国内のFPD産業を取り着く動きの中で、まさに今、特に韓国、台湾などに対する国際競争力を高め、国内のものづくり産業の再生を、国を挙げて取り組む必要がある。 青森県では、青森県クリスタルパレイ構想の実現のため、企業立地支援施策の一つとして、オーダーメイト型貸工場制度を創設し、これにより、第1号企業が立地したところである。 青森県のオーダーメイド型貸工場制度とは、立地企業の希望する仕様に沿った工場投稿を、県との連携のもとに、リース会社等が建設・設置し、賃貸、リースで提供するものであり、これにより、立地企業のキャッシュフローを重視し、新規工場立地に際しての初期投資の大幅な軽減化と設備投資資金のオフバランス化を実現する地に際しての初期投資の大幅な軽減化と設備投資資金のオフバランス化を実現する地に際しての初期投資の大幅な軽減化と設備投資資金のオフバランス化を実現する地に際しての初期投資の大幅な軽減化と設備投資資金のオフバランス化を実現する地に際ものように企業立地支援施策としては極めて有効なものであり、国におけるFPD集種を図る必要性を踏まえ、国においてオーダーメイド型貸工場制度を導入する必要がある。	現状なし	現状なし	c	提案内容は、FPD集積を図るため、新規工場立地に際する初期投資の軽減化措置として、オーダーメイド型貸工場制度を創設するというものであるが、当課としては、提案地域の立地促進の観点から従来より用地取得費に対する補助制度を設け、新規工場立地に際する初期投資軽減化措置を講じているところである。		青森県	青森県	青森県クリスタルバレイ構想	経済産業省 内閣府
111	71 117	712010 <sup>8</sup> 1	圣済産業	産学官連携に関する現行補助金制度では、各省庁の制度とも研究開発期間が2-3 年程度であり、基礎研究から産業化までを一貫して機動的・柔軟に推進することが 離しく、このことが産業化の成果を生み出していく上での大きな障害となってい る。また、単度毎の配分といった事項も、研究開発を柔軟に進める上で障害に なっている。 また、産学官連携のコーディネータ人材の確保やお手入材の計画的な育成が困難に なっている。 また、直学官連携のコーディネータ人材の確保やお手入材の計画的な育成が困難に なっている。この他、立ち遅れている研究設備やインキュベーション施設等の整備についても、 順の裁量のもとでのタイムリーな整備を可能とする補助金制度等が無いことなどの 問数を抱えている。 このため、今回の提案では、各省庁の産学官関連補助事業を廃止し、地域の裁量 により使途を自由化し、本果の産学官連携による地域経済の再生構想を実現しよう とするものである。 また、計画修了後は、事前に設定とた目標の達成状況に関する事後評価を求め、そ の結果については、国がチエックし公表するものとする。 産業については、国がチエックには年度未現在の71社から平成22年度までに4倍の284 社創出する。 産業学代ンチャーを平成15年度末の10社から平成18年度末までに20社の創出を実 現する。		1. 新事業支援施設整備費補助金は、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の推進、新事業創出促進基本構想の推進、新事業創出促進基本構想の推進、計画、高度共有活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化方面の推進を目的としており、電源地域産業集積活性化対策事業相話性は、基づく基盤的技術産業集積活性化活量の指進を目的としている。また、両補助金は、産業クラスター計画等の政策に配慮し、前述の遺しので地域経済の活性化を図ることを政策目的にしている。 2. 地域新生コンダーシアム研究開発事業地域経済の活性化を図ることを政策目的にしている。 2. 地域新生コンダーシアム研究開発事業地域経済の活性化を図ることを政策目的にしている。 2. 地域新生コンダーシアム研究開発事業地域経済の活性化を図ることを政策目的にしている。		御提案にある産学官連携補助事業をはじめ各省において実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる施策をまとめて廃止し、地域の自主裁量に委ねることは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 一方、経済省としては、御提案にもあるように産学自共等の研究開発の成果を事業化に対象のに結び付けることが重要であることにかんがみ、企業を中心に産学官連携による実用化技術開発等通じ新事業創出を図ることを目的とする「産業クラスター計画」と、文科省で実施されている大学等を中心とした基礎研究分野における産学官連携事業である「知的クラスター創生事業」との連携強化に取り組んでいるところ。特に、平成17年度予算要求においては、産業クラスター関連施策の一つである地域新生コンソーシアム研究開発事業の中に、入即かラスター創成事業等他省庁の施策から生まれた成果をより積極的に取り組むの方策を検討しているところであり、また、総合科学技術会議では関係省庁が連携し政府一体となって取り組むべきテーマを連携施策群として積極的に推進することとしており、その一つとして「地域クラスター」が検討されている。		岩手県	岩手県	産学官連携による地域経済再生 構想	文部科学省 経済産業省 1110370
11:	88 118	882010	圣済産業 省	現在、国は環境問題・省エネルギー・新エネルギー促進のためクリーンエネルギー自動車導入促進事業を実施しており、クリーンエネルギー自動車購入者に対し、財団法人日本電動車両合の価格差の2分の1 団法人日本電動車両と価格差の2分の1 を補助している。日光市は環境美化部市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、その普及促進を全国に発信していくため、独自の上乗せ補助を検討しているが、世界的な問題として地球温暖化が懸念されるなか。より一層の購買意欲の向上、普及が図れるよう、助成要件の緩和及び助成額充実を望む。	(NEDU)	リーノエイルキー日動単の音及を促進9 るにめ、導入	D	平成15年度までは、個人がクリーンエネルギー自動車を購入する場合「通勤」に使用することを要件としていたが、平成16年度からはこれを廃止する等、補助要件の緩和措置を既に講じている。		栃木県	日光市	環境美化推進プロジェクト	経済産業省 1110410
11:	88 118	882021	圣済産業 省	日光市は環境美化都市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、当市から全国的なクリーンエネルギー自動車の音及啓発を発信するため、クリーンエネルギー自動車により訪れる観光客に対し、市内駐車場等の無料別放等の優遇措置を供送している。これは、開入意欲の推進はちちんのとの無料別放等の時国有化により地域経済が低速している今般において、地域観光の活性化といった時国有化により地域経済が低速している今般において、地域観光の活性化といった他国が大客に少しても魅力ある施策を展開するなかのひとつとしても位置付けている。この施策を実施するにあたっては、通常の車両との区別化が容易にできる必要性が生じることから、クリーンエネルギー自動車専用のナンパープレートが新設できるよう、環境問題を総体的に捉え、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。	道路運送車両法第11条 同法施行規則第11条	「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策」:クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、導入しようとする名文が燃料供給設備を設置しようとする者に対し費用の一部を補助する。	5	クリーンエネルギー自動車専用のナンパープレートの創設については道路運送車両法に関係するものであり当省の所管ではないが、当省においても、クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策」に取り組んでおり、今年度には補助対象要件の員直を行い制度の利便性向上にも努めているところ。 更に、クリーンエネルギー自動車の導入・普及が効果的・効率的に推進されるよう、各省庁で連携を図りながら各施策を進めてまいりたい。		栃木県	日光市	環境美化推進プロジェクト	経済産業省 1110411
111	95 118	952010 ấ	圣済産業 当	交付申請時期について、5月中旬からしか申請できない制度となっているため、年度当初(4月)から実施できるよう、一部事業の申請時期の早期化を図る。交付金制度上、事業期間の延長(線越)が認められているものの、実際の運用に当たって、国から厳し切関うを受けるため線越が認められない事例が見受けられるため、事業期間の延長に対する運用を弾力化する。一度造成した基金については、その使用において大幅な制約がある。現在の処分期間(5年)を延長し、事業の円滑な推進を図れるようにする必要がある。また、現在基金造成の目的変更は認められていないが、真にやむを得ない場合の基金造成の目的変更が可能となるように弾力化する。交付金制度上、他の国庫補助事業との併用が厳しく規制されている。国庫補助の補助率にかかわらず、各自治体の判断で財源として充当できるようにする。交付金制度上、他の国庫補助事業との併用が厳しく規制されているようにする。文付金制度上、他の国庫補助事業との併用が厳しく現当されているようにする。では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	周辺地域整備法第7条、第10条、電 源開発促進対策特別会計法第1条第	(統合前の各交付金を含む)においては、将来、特定 の事業を実施するための資金とするための基金を造成	D期 Cの C C C C C C C C C C C C C C C C C C	について 前年度から継続的に行われている事業や緊急的に実施する必要がある事業については年度当初からの実施が可能。 について 事業を実施する過程において災害等により事業の遅延が生じたなど明確な理由がある場合は事業の繰り越しが可能 について 労務間の延長は事業を実施する過程において災害等により事業の遅延が生じたなど明確な理由がある場合に限り、現行制度において も可能である。また、交付金における基金の造成は、交付決定の対象である事業の的確な実施のために認められているものである。基金造成の目的の変更は、交付決定で認められた補助金等の目的たる事業そのものを変更することであり、予算執行の適切化の観点から 不適切。 について 現行制度では同一事業においても、他の国庫補助金等で充当するものと電源三法交付金等により充当するものを明確に区分できれば 他の国庫補助金との併用は可能。また、法律等により補助率が定まっている国庫補助対象事業に対して電源三法交付金・補助金を充当 することは、当該法律等が適正な補助率を規定する趣旨を害することになるため不可能。 について 現行制度にはいても交付決定後に事業を実定する趣旨を害することになるため不可能。 について 現行制度においても交付決定後に事業を実定する趣旨を害することにな事象に応じて、交付金事業の内容を変更することは可能。また、未執行の交付金額を次の年度に繰り越して使用することは会計年度独立の原則(財政法第12条)に反するため不可能。 にお、安全対策交付金の交付対象地域は、厳しい予算制約の中で政策効果の最大化を図る観点から、原子力に対して最も深い理解を得るべき所在市町村及びその周辺地域としている。交付対象地域の追加は新たな財政措置を伴うものであり、従来型の財政措置を講じないことを基本とする地域再生の趣旨にそぐわない。		福井県	福井県	ふ � \原子力 ・地域産業共生構想	経済産業省 文部科学省 1110160

構想 (プロ ジェクト)管 理番号	案事	措置提 項管理 省庁名 番号	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分 類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 グロジェクト)の名称	規制所管省方関連省庁	: 管理コー ド
119	11	1982010 経済産業 省	ことにより、事業途中における計画の一部変更等への柔軟な対心を可能にする。 施設整備等事業期間が複数年にわたる場合、初年度に事業全体について補助金等	会福祉施設等設備整備費の国庫負担 (補助)について(平成3年11月25日 厚生省社第409号 厚生事務次官通 知) ・保健衛生施設等施設・設備整備費 の国庫負担(補助)について(昭和62		С	、について 電源開発促進対策特別会計は、特別会計を設置するのは一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限るとする財政法第13 素に規定に基づき、電源開発促進税をもって、電源立地対策という特定の施策を実施する経費に充てるために創設されたものであり、電源立地地域対策交付金と施策目的を異にする他の補助金等と統合することや、流用することは財政法13条に規定する区分経理の意味を失わせることとなり不適切、なお、電源立地地域対策交付金は偏広い実施可能事業の中が建ゆ物特性や実情に応じて各地方自治体が実施する事業を選択し実施することで各地域の活性化を図るものであり、社会福祉関連施設の整備事業は実施可能な事業の一つに過ぎない。ご提案にお応えすることで各地域の活性化を図るものであり、社会福祉関連施設の整備事業は実施可能な事業の一つに過ぎない。ご提案にお応えすることは上記のような電源立地地域対策交付金の特性を損ない、却って地域の活性化を阻害する可能性がある。 について 事業期間が複数年に及ぶ事業全体について交付決定を行うことは国の予算が予算単年度主義を採用していることから不可能であるが、例えば当該事業に係る公共用施设整備計画、発電用施设周辺地域整備法第7条に規定)を作成し主務大臣の同意を受けることや基金を造成するなどの措置を講じることによって交付金事務は大幅に軽減される。		福井県	福井県	地域福祉拠点複合施設整備構想	厚生労働省省 経済産業省 文部科学省	1110420
121	6 12	2162100 <mark>経済産業</mark> 省	既設土地改良施設を活用した小水力発電事業については、現行の農林水産省による 補助事業制度は適用にならない。また、RPS法による補助制度も30%で、採算性の 問題が生じる。このため、土地改良区や農家だけのメリットでな、国家経済へ分 きな貢献を果たすことを評価して、新たな土地改良事業(かんがい排水事業等)を 行わない場合にあってもハ水力発電等薬の単独実施可能な補助制度及び採算性の観 点からRPS法に基づく補助率の改正を提案します。	(	電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1 号、及び、中小水力発電開発費補助金文的要網第3条 に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力 発電設置に対する補助事業を実施しており、最大で3 0%の補助率となっている。また、新技杯を利用した 導入事業については50%の補助率となっている。		1.新たな土地改良事業を伴わない小水力発電事業への支援については.国庫補助金が重複しないよう資産区分・目的を明らかにすることにより、現行の補助制度で対応可能。 2.RPS法の対象となる水力発電所に対する補助率については、現行制度でも補助率割増の特例措置をとっており、これ以上の補助率割増は、厳しい財政事情の中、国庫負担の増加につながるため困難である。		栃木県	那須野ヶ原土地改良 区連合	人と自然に優しい地域環境再生 プロジェクト	農林水産省、 経済産業省	1110170
122	7 12	2272010 <mark>経済産業</mark> 省	埼玉県では、県産木材の利用を促進するため、PR効果・波及効果の高い公共施設や木材需要量の多い民間住宅を対象として、普及啓発、助成制度、融資制度など各種施策を推進しており、これらの施策は、徐々に県民、産業界に浸透し、一定の効果が現れつつある。 今後、さらに県産木材の利用を促進するためには、大きな需要が見込まれる工場、事務所、店舗など民間業務施設の木造化の促進が必要となる。また、二般化炭素を今発生する業務施設に、二般化炭素を貯蔵した木材を用いることは、地球温暖化防止の観点からも意義がある。このため、地域木材を利用した民間業務施設の建築、改修等も対象となるよう、中小企業金融公庫の特別貸付制度の拡充を提案する。	中小企業金融公庫の特別貸付制度	当該措置に関する中小企業金融公庫の特別貸付制度は存在しない。 また、そもそも中小企業金融公庫法施行令第1条において林業は中小企業金融公庫の貸付等の業務の対象業種から除外されている。	С	林業に対する金融支援策は農林水産省の所掌である。		埼玉県	埼玉県	埼玉県産木材利用推進構想	经済産業省	1110190
127	3 12	2732020 経済産業 省	技術力やノウハウを有するが、担保を持たない県内中小企業の金融支援を充実し、「超精密技術」関連部門をはじめとする新分野進出を促進するため、中小企業信用保険法で定めた無担保保険枠(現行は8,000万円)の拡大を行う。	中小企業信用保険法第3条第1項 無担保保険契約の締結(別紙2参 照)	中小企業信用保険法第3条第2項による無担保保険枠は8,000万円までとなっている。	D	政府としては、ペンチャー企業をはじめとした中小企業の振興を図るため、新事業分野開拓関連による保証枠の別枠や、政府系金融機関による新事業育成資金等の融資制度を講じており、こうした制度を活用頂きたい。		山形県	山形県	起精密技術」關連産業集積促進 計画	経済産業省	1110040
127:	12	2742010 経済産業 省	17の大川地区でのコーユーノー地区で以直建日 7 0 小の貝貝川、以及貝子に入 7 0	<b>いっさは亜細管はなくつ</b> 、 土	工ご口酬で口用して休日ン しろ地紋、赤」文川地	1 .	1. 当該補助事業は、国の中小企業対策として措置されている支援策の一つで、商店街の空き店舗を活用してコミュニティ施設の設置・運営を通じて南店街の活性化を図る自主的な活動を支援するものであり、介護施設の設置を目的としたものではない。 2. なお、空き店舗の改装程度で設置・運営が可能で、施設の運営により商店街に賑わいをもたらすことを目的として実施しようとするもの(例えば、日常動作訓練や趣味活動を行う程度)については、個別に具体的な判断が必要であるが、現在でも補助事業の対象となり得るところ。		山形県	山形県	やまがたニュービジネスフロンティ ア推進計画	1経済産業省	1110310
127	·4 12	经済産業 省	地域密着型の生活支援サービスの担い手として、NPO法人が地域密着型の生活 支援サービスに取り組む場合に中小企業信用保証制度の対象事業者に追加する。	中小企業信用保険法第2条 「中小企業者」等の定義(別紙4参照)	特定非営利法人は中小企業者にあたらないことから、 民法上の公益法人と同様に、中小企業信用保険の対象 とはならない。	С	N P O 法人は極めて広範な目的で設立され、その事業内容も多種多様であるから、中小企業施策の対象とすべき法人はどの程度存在するのか等について、実態を十分に見極めつつ、今後慎重に検討して参りたい。 なお、金融支援という観点からは、商工中金や国民公庫においては、N P O 法人も融資の対象になっているところ。		山形県	山形県	やまがたニュービジネスフロンテ・ ア推進計画	<sup>1</sup> 経済産業省	1110050
127	'4 12	2742030 経済産業 省	中小企業信用保険法に基づく信用保証制度では、原則として対象外とされている 産業分類上の農林漁業関連業種の中で、苗床方式によるかいわれ大根製造業、菌床 方式によるをのこ製造業等の5業種が特別として対象となっているが、これに工房 的生産設備を備えた非土地利用型の果菜や葉菜、花卉等の「水耕方式による栽培事業」を新たに対象として追加する。また、現在、他産業の中小企業者が農業分野に 参入する場合には対象とならない農業信用保証保険制度における「農業者等」の解 釈の拡大を図る。	打伊隆计等の名 無米本学の学業/原		С	農業に対する金融支援策は農林水産省の所掌である。		山形県	山形県	やまがたニュービジネスフロンティ ア推進計画	1経済産業省、 農林水産省	1110060
127	6 12	2762010 <sup>経済産業</sup> 省	地域の再生可能な生物由来の有機性資源の利活用の方策と環境と共生した地域社会のあり方を検証し、自然に対する負荷の軽減と景観を含む地域の生活の豊かさを実感できる地域社会のための調査研究を行い、その実現に関して、バイオマスの利活用、中小水力発電、二酸化炭素排出抑制対策を総合的に取り組むこことのできる総合補助制度の創設。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱	「亏、及び、中小小力発电開発資補助金欠り委嗣第3  条に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力発電開発費を開発しまする場合を表現を表現します。	С	御提案にある事業をはじめ各省において実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる施 策を整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 なお、御提案にある事業においては、全体として効果的な成果が得られるよう、各省間で個別案件について適宜連絡を取り効率的に事 業を進めてまいりたい。		北海道	深川市	環境と共生する田園都市構想	经済産業省 環境省 農林水産省	1110110

構想 (プロ ジェクト)管 理番号	支援措置提 案事項管理 番号	是 里 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分 類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(グロジェクト)の名称	規制所管省庁 管理コー 関連省庁 ド
1290	1290201	0 経済産業	地域の活性化と流通物流の促進化を目的とした地域密着型の物流ネットワーク構築 の事業化の支援と補助を行う。 物流の効率化を促進する為に必要な物流拠点等の設備に係る支援と関連補助金の 使途の自由化。 新しい宅配サービスの新技術開発等に係る支援と関連補助金の使途の自由化。		商業・サービス業集積間連施設整備費補助金、中心 市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、中心市街地等等活性化施設整備費補助金は、商店街、中心市街地信化化的た物補助金であり、物流の支援ではないが、物流関連施設の整備により、中心市台地等の活性化図られるのであれば支援可能に対しまり、現在の補助金でも荷捌き場等、物流論がとしているところであり、具体的に申補助対象としているところとなる。(ただ)対象は市町村、推連事業(補助金)はが流効率を作る時間が高力であり、可含なあり、再のであり、可含なあり、一般であり、可含なあり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	D	御提案の構想については、中心市街地等の活性化に資する物流関連施設等の整備、物流効率化を促進するための調査研究や実験的モデル事業の実施、中小企業が行う研究開発等への支援といった様々施策メニューが用意されており、各施策で設定されている必要な要件を満たした案件であれば採択可能である。		鳥取県、島根県	服島運輸株式会社服島勇	山陰宅配ネット構想	経済産業省 1110320
1318	1315203	60 経済産業 省	「森林文化の里」を宣言した本村では、その豊かな空間、ゆったりとした時間の中で、企業や個人の創造的な発想を促すため、村内に張り巡らされる予定の光ファイバーケーブルによる高速通信インフラを活用し、ベンチャー企業の事務所やSOHのオフィスを整備することで、創業支援や育成支援を予定している。しかし、それを支援する施策として補助事業をはの様々な支援策が講じられているが、ベンチャー企業等の支援という目的が同じであるにもかかわらず、総務省、厚生労働省、経済産業省おび農水産業省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが頌雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事が現が状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事が現が状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事なの改革を要望する。		創業・ベンチャーへの挑戦を強力に後押しし、経済活性化と雇用拡大の原動力である元気な中小企業を育成 は化と雇用拡大の原動力である元気な中小企業を育成 のに挑戦する者に対して、強力かつ多面的な支援を行っ ているところ。	1 . C 2 . A	1. 各省で行われている創業・ベンチャー企業等に対する支援施策は様々な施策目的の下で実施されており、こうした目的の異なる施策を整理・統合することは一部の施策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 策を整理・統合することは一部の施策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 2. 一方、経済産業省においては、中小企業経営革新支援法、新事薬創出促進法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置 法について、技本的な見直しを行うなど、国民にわかりやすい一体的な体系を構築するため、創業、ベンチャー企業向け技術開発関連 予算及び、販路開拓関連予算に関する整理・統合について17年度概算要求に反映しているところ。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	総務省、厚生 労働省、経済 産業省および 農林水産省
1318	1315201	0経済産業	公共事業の減少により村内の建設業従事者の労働の機会が減り、他分野への転向が 余儀なくされている。それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が 講じられているが、建設業の新分野進出支援という目的が同じであるにもかかわら す、経済産業省、国土交通省および厚生労働省がそれぞれ所管を分けて実施してい るとともに、事務の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場に おいては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執 行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「建設業新分野進出支援 総合事業」として整理、総合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成 できるように制度の改革を要望する。		【地域新規産業創造技術開発質補助事業】 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援。【中小企業・ペンチャー総合支援センター事業】・中小企業・整盤階積機構が、中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて実施する、中小企業が抱える経営課題の解決を支援するための専門家派遣、セミナーの開催等を支援。 【「中小企業再生支援協議会事業】 「中小企業再生支援協議会事業」を配置し、中小企業の再生に係る相談などに対応するとともに、再生計画策定支援等を実施。	1.C 2.A	1. 御提案にある補助事業をはじめ各省において実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が 異なる施策をまとめて整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。なお、御提案にある 新事業開拓助成金交付事業については、平成15年度をもって終了している。 2.しかし、建設業の新分野進出促進支援については、関係省庁が連携して重点的に組むべき重要な課題であることから、平成17年度の「政策群」として位置付け、国土交通省を中心に関連施策を取りまとめているところであり、経済産業省としても中小企業の新規分野進出支援という観点から積極的に支援することとしている。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	経済産業省、 国土交通省お よび厚生労働 省
1318	1315202	20 経済産業 省	森林文化を創出するためには地域資源である森林資源を積極的に循環させることが 求められる。その一つの手法として森林資源を活用したパイオマス関連事業の推進 も効果的である。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援 変が講じられているが、パイオマスの刑活用支援という目的が同じであるにもかか からず、経済産業省、農水産業省および環境省がそれぞれ所管を分けて実施してい るとともに、事業の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場に おいては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執 行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「パイオマス利活用支援 総合事業」というで表しまり対率的に実施し、目的を効果的に達成 できるように制度の改革を要望する。		0		パイオマス施策は、各省において、エネルギー政策、リサイクル政策、農林政策等様々な目的の下で実施されており、こうした各省に またがる施策目的が異なる施策を整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 また、各施策によってパイオマスの利活用が効率的・効果的に図られるよう、パイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通じて、 各省間において密接な連携を図っている。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	経済産業省、 農林水産省お 1110120 よび環境省
1324	1324201	0経済産業	拠点施設や区内製造業の進展と起業の促進を図るため、融資制度の積極的な活用が 必要である。 制度を活用していくには、保証が課題となっているため、地域再生における事業に 係る事業者ついては、信用保証協会の保証料の免除や料率の特例措置が有効とな る。 経営基盤の弱い区内製造業がプロジェクトに参加する際、融資による設備投資等が 必要となるケースも多いと推測される。プロジェクト参加による新産業への参入を 融資要件の評価対象とし、保証料や料率の特例を設け、経営の安定化を図る融資制 度が必要である。		ベンチャー企業をはじめとした中小企業の振興を図る ため、新事業創出関連保証や新事業分野開拓関連保 証、新事業育成資金等の特別の保証、融資制度を創設 している。	D	政府としては、ベンチャー企業をはじめとした中小企業の振興を図るため、新事業創出関連保証や新事業分野開拓関連保証、新事業育 成資金等の特別の保証、融資制度を創設しており、こうした制度を積極的に活用願いたい。		東京都	東京都足立区	アート・テク ノロジー新都心計画	経済産業省 1110070
1324	1324202	20 経済産業 省	産学協働により、創造性の高い新産業の創出を図り、区内産業の活性化と起業、雇用を促進していくため、新産業支援施設整備費補助を活用したい。交付要網の目的と当計画のめざすところは一致しており、積極的な活用を図りたいが、要用で合致しない部分もあるため、対象者及び対象事業の拡大をしてほしい。当計画の新産業拠点施設は、SOHOも配置されるPPP事業(仮称)新産業順型センターデジャルファクトリー及び廃校校舎で、東京藝大や先輩技術企業、区内製造業が活働した所労開発のとなる。プリシェクト参加者の起業に有効なSOHほ民間事業者が設置するケースもあり、また、産学協働によるプロジェクトの事業者は行政のみだけではない。そこで、地域再生区域において、要網の交付目的に適合する事業について、交付対象としてほしい。	綱 第3条(交付の対象)1項及び5項	助を行うPFI形態の事業に対しては補助対象と規定し	C	新事業支援施設整備費補助金は、交付要網上で民間事業者が行う整備事業のうち、都道府県又は市町村が補助を行うPFI形態の事業に 対しては補助対象と規定している。よってPFIにより民間事業者に整備させるのであれば、現行制度で対応可能。また、当補助金の政 策目的(中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の推進、新事業創出促進法に基づく新事業創出促進基本構想の推進、 産業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化計画、高度技術産業集積活性化計画の推進、産業クラスター計画等の政策に配慮 企業集積活性化法に基づく基盤的技術産業集積活性化計画、高度技術産業集積活性化計画の推進、産業クラスター計画等の政策に配慮 と、前述の計画等の推進に基づき、新事業・新規雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ことであり、このような政策日を達成 するため全国的な視点からより効果的で必要な案件を選定し支援)を達成するために、その意図を汲む第3セクターに対しても補助を 行っているが、それ以外の民間事業者の整備する施設についての補助対象の拡大等については、補助を行うことが適当であると現状で は判断できない状況であり、対応は困難である。		東京都	東京都足立区	アート-テクノロジー新都心計画	経済産業省 1110450

構想 グロジェクト)管 理番号	支援措置指案事項管理 案事項管理 番号	<b>是</b> 理 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 グロジェクト)の名称	規制所管省的関連省庁	庁管理コード
1331	133120	50 経済産業 省	中心市街地の活性化や商店街の振興を図るため、経済産業省及び中小企業庁所管の関連補助金を再編統合し、 ソフト事業及びハード事業を支援する補助制度とし、補助メニューについては 大括り化する。 補助対象となる事業主体について、商工会・商工会議所、TMO、商店街振興 組合、事業協同組合、市町村等、幅広く対象とする。 事業主体による補助率の格差を是正する。	備費補助金交付要網	・中心市街地商業等活性化総合支援費補助金は、ハード・ソフトを一体的に支援する補助制度となっている。 ・商業・サービス業集積開連施設整備費補助金及、一の業・サービス業集積開連施設整備費補助金は、最終補助対象者が市町村であり、一方、商店街等活性化事業、大型空を店舗活用支援事業、TM 0日立支援事業及びリノベーション補助金は、最終補助対象者が組合等となっておりそれぞれ異なる最終補助対象者に応じた補助率を採用している。	2.D	1. 市町村向けの補助事業について、使い易いものとするため、再線整理する方向で概算要求に反映。 2. ソフト事業、ハード事業を一体的に支援するものとしては、現在、中心市坊地商業等活性化総合支援事業を実施しているところ。 3. 中心市街地・商店街の活性化に向けた取組においては、自治体、商工会・商工会議所、TMO等といった様々な主体がそれぞれ重要な役割を担っている。各補助事業は、施策の目的やこれら実施主体の性質・役割に応じて設計されており、統合等を行うことは困難である。		栃木県	栃木県	栃木県経済新生計画	经済産業省	1110330
1331	1331202	20 経済産業 省	「事業を営んでいる個人」が新たに事業を開始する場合、あるいは既存の会社が、新会社を設立しないで新たな事業を開始する場合に適用可能な特別保証制度を新たに創設する。	中小企業信用保険法	中小企業信用保険法上、「事業を営んでいる個人」が新たに事業を開始する場合、あるいは既存の会社が、新会社を設立しないで新たな事業を開始する場合と要件とした特別保証制度は存在しない。		政府としては、「著しい成長発展を目指す事業(5年以内に株式公開)」や「(商品やサービスに)新規性を有する事業」への事業展開・事業の多角化を支援するため、新事業創出促進法第十一条に定められた中小企業信用保険法の特例として新事業開拓関連保証制度を創設し、新事業の創出・育成に資する環境整備に積極的に取り組んできたところ。		栃木県	栃木県	栃木県経済新生計画	経済産業省	1110080
1331	133120	40 経済産業 省	中小企業経営資源強化対策費補助金(栃木県地域技術改善費補助金)において、中小企業者等が単独で行う研究開発への補助のほか、中小企業者等が行う、企業大学、公的試験研究機関が保有する開放特許や研究成果を利用した新技術・新製品の共同研究開発も補助対象に加える。	中小企業経営資源強化対策費補助金	中小企業者等が自ら行う新製品、新技術等に係る研究 開発等に要する経費について、都道府県が補助を行う 場合における当該費用の一部を国が補助するものであ る。	6	地域活性化創造技術研究開発事業は、中小企業の研究開発等事業を促進し、その研究開発成果の事業化・商品化及び成果の普及を図る ことを目的としている。したがって、本事業の補助対象は、公募を経て採択された中小企業者が、採択を受けた事業について、自ら行う研究開発である。		栃木県	栃木県	栃木県経済新生計画	経済産業省	1110460
1337	133720	10経済産業	長野ナノサイエンス産業都市構想の実現に向け、大学等の機能一部移転及びC-nano センター(中核施設)を中心市街地に整備することにより、大学等の研究機関と都市機能との融合・調和が図られ、中心市街地活性化及び地域産業活性化に大きな相乗効果が期待できる。 ついては、現在の中心市街地活性化関連する多様な助成・補助メニューを、各都市の地域づくりのテーマに応じて柔軟に対応できるよう、都市機の向上と中心市街地活性化を目的とした事業を中心に、集中的な国の支援を可能にする「都市再生中核施設整備ファンド」(仮称)の設置を提案する。	・中心市街地における市街地の整備 改善及び商業等の活性化の一体的推 進に関する法律	中心市街地活性化法は、中心市街地活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備部 高、「商業等の活性化、を一体的に推進するもので、具体的には、市町村のイニシアティブによって第定する基本計画に位置づけられた事業に対し重点的で支援を行うこととなっている。 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金は、ソフト・ハード事業に対し一体的支援をしており、現代でも中心市街地の商業等の活性化のかの事業を耐広く支援。また、市町村の基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行うたのの関係8府省庁連結議会において、各府省庁の支援方針を協立を開発を開発が記性化体別整備事業費補助事業及び中心市街地等前店街・商業集積活性代加級整備事業投資が中心市街地等商店街・商業集積活性代加級整備事業費補助企りは、都市再生に限定したもの等施設整備費補助金)は、都市再生に限定したもの等施設整備費補助金)は、都市再生に限定したもの等施以整備資補助金)は、都市再生に限定したもの等流域に対域を開発が出て、各所省庁の支援方針を協立を開発ができる。第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		御提案の構想については、様々な関連する施策メニューが用意されており、ファンドを設置しなくとも、都市機能向上と中心市街地活性化に向けた取組を支援することは可能である。 また、政策目的の異なる施策を整理、統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 今後、都市機能向上と中心市街地活性化に向け出来る限り効果的、効率的な施策展開が一層図られるよう、関係担当部局間で適宜連絡を取り 事業を進めてまいけたい。		長野県	長野市	長野ナノサイエンス産業都市構想	· 国土交通 · 经消産業 · 文部科学	省 1110200
1350	1350202	20 経済産業 省	限られた財源を有効に活用できるようにするため、湖沼、河川、上下水道などに 関する国の直轄事業予算と補助事業予算を「関西州(産業再生)特区」に対して一 括交付すること。		地方公共団体が工業用水道を布設する際に、補助金の 交付申請を行い、当当において、採択基準に設当する ものに限り、当該地方公共団体に対し、工業用水道事 業費補助金を交付する。	5 6	工業用水道事業費補助金については、地方公共団体が行う工業用水道の施設整備に対し補助するものであるが、その交付にあたっては、厳しい予算制約の下、全国的な視点から必要な個別事業毎にその重要性・緊急性等を考慮して行っているところ。今回のご提案は、当該地域に関する事業分の補助金の交付先を「関西州(産業再生)特区」とし、同組織において地域内に関する事業の配分を行うというものであれば、上記視点による必要な事業への配分が実現されない可能性もあり、補助金の目的が達成されない恐れもあるため対応は困難である。		大阪府、京都府、兵 庫県	(社)開西経済連合会。 (社)開西経済同友会、 (社)開西経済同友会、 開西経済日本会議所、京 都商工会議所、神戸 商工会議所	水資源の保全活用のための水系 の一体的管理	国土交通 厚生労働前 農林水産 経済産業(	省 省 1110470
1385	138520	10 経済産業 省	リサイクル産業のスムーズな再編を促進するため、「リサイクルファンド (仮称)」を創設		自動車リサイクル法は、既存の使用済自動車の処理システムを活用することを基本に、関係事業者間の位置付け・役割分担を明確化したもの。解体業、破砕業を行うには都道所興知事等の許可取得が必要となるが、許可基準については、関係事業者等の意見も十分にヒアリングして上で設定しており、必要最低限のものとなっている。	D	提案事項に関しては、既存の各種政府系金融機関の融資制度や設備資金貸付制度等の活用が想定される。		北海道	I-CARJ በታ 1ታትታ - ል	l - CARプロジェクト	環境省 経済産業省	1110210
140\$	1409202	20 経済産業 省	資源循環型社会の形成の関連で利用できる民間企業の技術開発に係る補助金について統合的運用を可能にすることにより、技術開発と全国への普及の促進を図りたい。		【地域新生コンソーシアム研究開発事業、地域新規産業制造技術開発費補助事業】 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の独固な大目研究体制(地域新生コンソーシアム)の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施するとともに、中堅・中小企業による新分野進出やペンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援する。	C	ご提案にある事業をはじめ各省に於いて実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる施 策を整理・終合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。なお、ご提案にある技術開発等につい ては、様々な施策メニューが用意されており、各施策で設定されている必要な要件を満たした案件であれば採択可能である。		神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイ ル展開プロジェクト	農林水産省経済産業省	

構想 (プロ ジェクト)管 理番号	支援措置! 案事項管: 番号	<b>是</b> 理 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分 類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 グロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁 ド
1408	140920:	30 経済産業 省	資源循環型エネルギーセンターの整備を予定している市内二町谷地区(埋立地)への進出企業は、資源循環型エネルギーセンターのユーザーとして、ゼロエミッション化に向けた先導的な役割を果たす存在であるという点に鑑み、これら企業が「新エネルギー導入事業を行う」者、「省エネルギーの取り組み」を行う者であり、また、「エネルギー有効用型の建物財保等の導入」する者であるとの認知を得るために必要な運用基準を設けられたい。同時に、複数の補助金の併用ができるよう包括的承認等の統合的運用を求める。	エネルギー使用合理化技術戦略的開	法 : 新エネルギー時御者支援補助金を申請するため には、本法の認定を受けることが要件となっている。 2. ・エネルギー使用合理化事業者支援	С	各省において実施されている施策は、様々な政策目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる施策を整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。		神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイ ル展開プロジェクト	経済産業省 国土交通省
1412	141220	10 経済産業	国において、新事業・新産業の創出のための全国レベルのスキルパンク(登録者例:新技術エージェント等)及びその人材派遣制度を創設する。本県はその制度を 活用して、新技術の芽出しから事業化ラータルプロデュースを行うことのできる人材をこのスキルパンクから派遣してもらう。このことより効率的かつ効果的に新技術・新産業の創出や既存産業の再生が可能になり、本県経済の活性化につなけることができる。		【OB人材】 社内人材だけでは解決が困難な中小企業が直面する経力人材だけでは解決が困難な中小企業が直面する経力を発生を発生した。 高工会議所等において、優れた経営・クリッやに範な人脈を有する企業等のB人材をデータベースに登録し、中小企業とのマッチングを支援、平成16年7月2日現在で32年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年	1.A 2.D	御提案に対し、当省の関連する産業人材政策として、例えば以下のような施策を講じているところ。  1. 高度なスキルを有する企業等の08が中小企業を支援する外部人材として広く活躍する事を促進するため、国レベルでの組織づくりや中小企業とのマッチングの仕組みづくり等を目的に実施している「企業等08人材活用推進事業」において、事業実施地域を32地域から47地域に拡大するとともに、08人材の登録者数を1万人に増加し、中小企業の需要に一層応えるための体制を整えマッチング件数の側加を図るため、平成17年度概算要求において増調要求。 2. 技術経営(MOT)人材、インキュペーション・マネジャー養成等研修事業等についても、引き焼き着実に実施していくこととしている。		宮崎県	宮崎県	地域再生プロデューサーによるみ やざきピフォーアフター計画	文部科学省、 経済産業省、 厚生労働省
1416	141620	10 経済産業	電源立地地域対策交付金(水力発電施設局辺地域交付金相当分)については、平成 15年度の制度改正によって、対象事業が従来のハード事業だけでなく、新たにソ フト事業も可能となるなど自由度が増すとともに、対象地域も水力発電施設等の分 開地域のみから該当市町村全域に拡大されたところである。しかしながら、交付手 焼きについては、従前どおり、市町村が作成した計画、報告を果がとりまとめ、国 (地方経済産業局)の評価な査定を受けた上で決定、確定されているところであ り、資料作成を行う市町村はもとより、とりまとめを行う県や国の業務量も膨大で ある。本来、当該文付金は発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的 として、施設設置によっているを として、市級設置によっている自治体に対し交付されることとなっている ものであり、その使途については地域の自主裁量に任せることが適当と考えられる ところであるため、手続きの耐棄化(使途についての詳細なチェックは廃止し、 体配分にとどめる 県のとりまとめについては、事務の迅速化を図る観点から廃 止 など)を図り、事務量を軽減化することによって、国や県、そして当該方町村 がそれぞれ本来の目的とする地域活性化に、より一層集中した取り組みを行えるようにする。	発電用施設周辺地域整備法	・電源立地地域対策交付金の申請から額の確定、交付金額の精算に至る一週の手続ついては、補助金等に係る予算執行の適正化関する法律の各規定に基づき実施している。 ・水力報電施設が所在する市町に対する交付金に可材力、ため、国において対象市町村数が非常に多い(702市町村)ため、国において対象市町村からの交付金の申請を一元的に受け付けると、当該市町村の特性や実情を全で理解したうえで交付金を交付することが困難であること、交付金事業内容の適正性を審査するのに害があることから、各市町村の交付申請等を都道府県が一度とりまとめたうえて国に申請等を都道府県が一度とりまとめたうえて国に申请等を都道府県が一度とりまとめたうえて国に「適用)。なお、以交付と事務の効率化を図っている(適用)。なお、対象はの事務の効率化を図っている(連用)。なお、対象はのでは、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象		について 交付金の原資が国税であることに鑑みれば、今後も補助金等に係る予算の執行の適正化の各規定を踏まえて、交付金事業の内容の適正 性を精査する必要があり一律に手続を間素化することは困難ではあるものの、個別の事例に応じて。申請に係る書類の省略等手続きを 簡素化することは可能であるため、資源エネルギー庁電力基盤整備課又は各地方経済産業局あてに御相談頂きたい。 について 現行制度においても各水力発電施設所在市町村の交付申請等の手続きについては都道府県を経由せずに市町村が直接国に交付申請をす ることを妨げるものではない。		宮崎県	宮崎県	電源立地地域対策交付金制度改 善構想	経済産業省 1110180
1417	141720 <sup>-</sup>	10 経済産業 省	宮崎県においては、本県独自の産業振興策として、産学官連携を通じた産業集積 の進展を図る「みやさき産業プラスター」を提唱している。 この動きを加速的に推進するため、平成元年度に単域産業活性化推進対策費補助 金を受けて造成した「地域産業活性化基金」について、運用益を原資に助成する方 式から基金自体を取り削して助成できる方式へ変更する。 これにより低金利下でも実効性のある助成措置が可能となり、「みやざき産業ク ラスター」の加速的な推進を通じて、本県経済の活性化につながる。	竹袰綱 第15余第1頃  地域産業活性化基金は処分又は担保  に供することはできない。(以下省	地域産業活性化推進対策費補助金 高度技術工業集積地域開発促進法(旧テクノ法)に対 定する公益法に対し、技術革新の進展に即応した技 術の中小企業者による利用を支援するために必要な基 金へ県が出えかする場合、当該出えんに要する経費の 一部について順に対し補助するもので、平成2年3人が解 版しようとするとき又は地技術起業代推進事業の全 部者しくは一部を廃止しようとする場合には、全部又 は一部を処分することができると規定。	D D	積み立てられている基金の充当の可否は、当該事業が基金積立の目的の範囲内の事業であるか、補助金交付の趣旨に合致しているか、 処分方法が合理的であるが等を個別に判断する必要があり、これらが満たされる場合には、基金の充当は可能である。なお、目的の範 囲外であったならば、財産の目的外使用などの措置が必要となる。		宮崎県	宮崎県	みやざき産業クラスターの形成に よる地域経済再生	経済産業省 1110500
1441	144120 <sup>.</sup>	10 経済産業 省	工業再配置促進法の見直しにより、これに付随して設けられている産業再配置促進 補助制度を、今後成長が期待されるものづくり産業を支援する市町村の施楽等への 交付金あるいは補助としての活用を要望する。	工業再配置促進法	工業再配置促進法に規定する移転促進地域から誘導地域に工場等が移転され、又は、誘導地域に工場等が新聞なれた場合に、当該新埔設工工場等の所在地を管轄 する市町村広切し、環境全施設、防災保安施設等の設置等の費用を補助金として交付する。	f B-2	産業再配置促進費補助金については、本交付金創設の提案や「三位一体改革」での地方六団体からの提案等を踏まえつつ、今後検討する。		兵庫県	尼崎市	ものづく)かまち 'あまがさき」再 生構想	経済産業省 1110250
1442	1442203	30 経済産業 省	企業誘致や地元技術者の育成に伴う財的支援を目的とした補助事業の新設	(	地方公共団体が行う既存施設のインキュベータ施設へ の改修及び新築に対する支援については、既存の補助 金である「新事業支援施設整備費補助金」の補助対象 である。	D	(提案書を見る限り、提案内容は「起業家に対する財政支援」及び「地元技術者の育成に対する支援」についての提案であると思われるが、沿津市とのやりとりを経て、提案内容が上記2点に加え、沼津市が現在計画している、技能五輪で使用した建物2棟を活用し、それを市がインキュペータ施設として改装する予定であり、その改装費用に対する補助及び同様の施設を新築する場合の補助という「企業誘致への財的支援」についての提案内容を含んでいることが判明したため、その部分についてのみ回答。)地方公共団体が行う既存施設のインキュペータ施設への改修及び新築に対する支援については、既存の「新事業支援施設整備費補助金」の補助対象である。ご提案に係る事業の応募があった場合については、個別具体に行われる審査の結果によって採択されることがありうる。		静岡県	沼津市	富士山麓リサーチパーク構想	経済産業省 厚生労働省 1110510

構想 (プロ ジェクト)管 理番号	案事	措置提 項管理 省庁名 臂号	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 グロジェクト)の名称	規制所管省所関連省庁	F 管理コー ド
1446	6 14	経済産業 省	地域資本市場創成プロジェクトの実行主体となる地域MPOに対して、調査・計画、実 行、検証と修正の各段階における統合された補助金の支援を要請。理由は、地域社 会の再生の為には資本市場を使った資金循環が不可欠とされる今、現行の制度調 査・教育・人材活用・企業支援の補助金制度を改革し、住民の資金を中心に考えた 地域における資金調達の仕組み作りといった横糸で繋がる部分が必要と考えるた め。具体的には、地域MPOによる調査・計画段階での民間資金等活用事業調査費補助 金(内閣本府)の活用、プロジェクトの全体を通して主選学部振興費、学校教育振 興費(文部科学省)の活用による投資家教育、投資家教育の一層の効果を図る対話 リステム(支援措置と伝る)において投資一、大河直を行う調査人の緊急の システム(支援措置と伝る)において投資一、大河直を行う調査人の緊急用 創出特別基金補助金(厚生労働省)の活用、地域企業への信用補完支援としての中 小企業活性化補助金(経済産業省)の活用。	民間資金等活用事業調查費補助金 生涯学習振興費・学校教育振興費 緊急雇用創出特別基金補助金 中小企業活性化補助金	中小企業等活性化補助金のうち、地域産業集積中小企業等活性化補助金は、グローバル化に伴う産業空洞化の影響を受けた中小企業集積について、当該集積の活性化を目的として、新分野への進出等を試みる当該集積地域の中小企業に対して補助を行うものである。具体的には、都道所県が作成し国が同意作成の計画を行って、個別中心企業・組合管に成の計画を設立場の建設費補助や、研究開発に対する補助等の支援指数建設費補助や、研究開発に対する補助等の支援措置を行う。	E C	中小企業活性化補助金(平成 1 6 年度より小規模企業等活性化補助金)のうち、地域中小企業に対する支援策としては、地域産業集積中小企業等活性化補助金が存在し、これは特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく支援措置である。同補助金は、産地と呼ばれるような一定の要件を満たす産業集積に存在する中小企業の技術開発等を支援する目的で創設されている。したがって、当該補助金を、地域資本市場創生を担うNPOに対する補助を目的として利用することは、補助金の主旨の馴染まない。同様の理由から、企業の信用補完に当該補助金を用いることも困難である。		東京都	日興1-ディアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	金融庁內文部科学衛衛所等省省省	1110520
1453	3 14	1532030 経済産業 省	地域産業集積中小企業等活性化等補助金中の「地域産業集積創造基盤施設整備事業」においては、展示施設の整備はできることとなっているが、産業観光に不可欠な体験型工房が位置付けられていないため、運用の改善を求めるもの。	地域産業集積中小企業等活性化等補 助金交付要綱第4条(2)	グローバル化に伴う産業空洞化の影響を受けた中小企業集積について、当該集積の活性化を目的として、新分野への進出等を試みる当該集積地域の中小企業に充し、相助を行う。 は、一般では、都道府県が作成し国が同意した「活性化計画」に沿って、個別中小企業・組合作成の計画を額道府県が採成し、その上で、ごく小規模の事務所で設立場の建設費補助や、研究開発に対する補助等の支援措置を行う。	f E C	御提案にある補助事業については、国と地方の役割分担の観点等から16年度をもって廃止の方向で見直しを行っている。また、地域産業集積中小企業等活性化補助金は18年度をもって終了する予定である。		富山県	富山県	とやま観光関連産業活性化計画	経済産業省	1110530
1456	6 14	562010 <mark>経済産業</mark> 省	地域において効果的な事業に予算を重点配分できるよう、創業、新事業展開に係る 補助金を交付金化することによって、県の裁量拡大を提案するもの。	中小企業経営資源強化対策費補助金交付要網	単一の都道府県内において事業を行う、中小企業者及び組合等(住意グループを含む)が、都道府県より中小企業経営事新支援法に基づく経営革新市画の東談を受け、当該計画に従って行う経営革新のための事業であって、その効果が期待できるものに対し、当該経費の一部を補助する。	C	創業・新事業展開のための支援ニーズが一定しないとの認識だが、基礎的な部分では資金融通の円滑化などある程度一定のニーズが見られる。 また、経営革新支援事業は、中小企業経営革新支援法に基づき、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな 生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図るとされる経営革新計画を事業者が作成し、都道府県知事が承認した当路経営革新計画について、実効性を高めることから地域の独自性というよりも、各地域共通の基礎的なニーズを満たすために、全業種を支援するために制度化した事業である。このことから、本法は、やる気のある全中小企業を業種を問わず、また、新たな取り組みを行う全中小企業を支援するものであり、「ものづくり」とされる製造業及び新事業に展開する中小企業者に特化することは、本法の趣旨に反することとなる。このため、新事業展開支援を行うため交付金化を行うことはできない。なお、地域新事業創出支援事業に対する補助については、「中小企業支援事業、特定支援事業、都道府県事業、経営資源強化事業、地域中小企業経営資源強化対策事業及び地域新事業創出支援事業に対する補助」の一部となっている。		富山県	富山県	富山県ものづくり産業活性化計画	ā 経済産業省	1110260
1457	7 14	超済産業 省			・ご提案の補助金における「組合等」の定義には、NPO法人は含まれていない。なお、前回のご提案を受けてMPO法人を追加できるよう政 今改正を検討中		1. NPO法人のTMOは、企画・調整的機能を果たすことが期待されており、アーケード等の施設整備の事業主体となることを想定してない。このため、中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金の補助事業主体にNPO法人のTMOを加えることは適当ではない。 2. 一方、政令改正が行われた際、TMO支援を目的とした補助事業(中小商業活性化総合支援補助金のうち)について、NPO法人TMOが補助事業主体となるよう措置することを検討中。 3. なお、大型空き店舗活用支援事業は、平成17年度からは新規案件の採択を行わないこととしている。		富山県	富山県	とやまコミュニティビジネス等活性 化計画	经済産業省	1110540
1458	9 14	I592010 経済産業 省	発電施設の建設に際しては、農林水産省補助事業(かんがい排水事業、農村振興総合整備事業等)と経済産業省補助事業(中小水力発電開発費補助金)を組み合わせて発電施設を建設する。	土地改良事業関係補助金交付要網 農村振興総合整備事業等実施要網 中小水力発電開発費補助金交付要網	電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第3項第1 電、放び、中小水力発電開発費補助金交付要綱第3条 に基づき、中小水力発電開発費補助金により中小水力 発電設置に対する補助事業を実施しており、最大で3 0%の補助率となっている。また、新技術を利用した 導入事業については50%の補助率となっている。	D	国庫補助金の重複交付にならないよう、資産区分・目的を明確にすることにより、現行の補助制度でも対応可能。		富山県	富山県	ふるさと創造小水力発電プラン	農林水産省 経済産業省	1110550
146	.1 14	1612010 <mark>経済産業</mark> 省	活性化を図るため、商店街の空き店舗を活用して、保育サービス施設や高齢者の交	寸高酸化への対応等を図ることにより、商店街に賑わいを創出して商店	全で占領を活用して味育リーこ人施設、務す父派加 説、高齢者等交流施設などのコミュニティ施設を計 置・運営して商店街の活性化を図る事業を実施する際 に、店舗の内装改装費や賃借料を補助している。 当該補助事業は、商店街に立地する空き店舗を賃借 してコミュニティ施設として活用するものを対象として であり、間接補助事業者が自己所有する建物を活用する も場合や建物を取得して需要を行おうとする場合はか		当該補助事業は商店街に立地する空き店舗を賃借してコミニュティ施設として活用するものを対象としており、提案内容は、事業主体である事業協同組合自らが所有する建物を活用しようとする場合に該当すると判断されるため、当該補助事業の対象外である。また、最長の補助期間を3年から5年へ延長する提案については、当該補助事業の目的とする商店街等の自主的な取組のスタートアップの支援という趣旨に反し、補助金を前提とした事業となる可能性が高くなるため対応は函離。3年間が最大限可能な支援期間と判断している。		富山県	富山県	中小商業施設 憩いの広場 整 計画 (SKY・PLAZA プロジェクト)		1110340
1477	7 14	1772010 <mark>経済産業</mark> 省	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう。これまでの実績等をもとに「関西州(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。 個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。	(	産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人の同成を図るため、技術域は、課題を提示した上で、大学、独立行政法、等の若手研究者から研究開発テーマを募集し、能正な外部所信により独倒的かつ革新的な研究テーマを選定し、研究者個人に助成金を交付する。	- D	1. 競争的資金制度は、我が国において競争的な研究開発環境を形成することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究開発成果の創出を目指すものであり、幅広い専門家等による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて事業を採択し、研究者等に研究開発資金の助成を行っている。  2. 現在登録されている産業技術研究助成制度については、日本全体として求められている産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術研究人材の育成を図ることを目的としているため、 御提案いただいているような地域枠を設定して資金配分し、その中で事業の審査採択や評価等を行う事業として、主旨に沿なない。  3. なお、地域における省庁間連携については、経済産業省の産業クラスター計画と文部科学省の知的クラスター創成事業等の連携を進めており、今後もそれらの統合的かつ円滑な運用を進めていきたいと考えている。また、事業化を見据えた研究開発については、産業クラスター関連施策の一つである地域新生コンソーシアム研究開発事業をすでに実施しており、必要な要件を満たした条件であれば採択可能である。		大阪府、京都府、兵 庫果		政策連携による次世代産業創出事業の推進	総務省 学報 学報 学報 東京 東 本 水 東 本 水 東 本 水 東 東 永 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	当 1110220

構想 (プロジェクト)管 理番号	支援措置提 案事項管理 番号	! ! 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想 グロジェクト)の名称	規制所管省庁 管理コー関連省庁 ド
151:	5 15152011	0 経済産業 省	本市は「さわやかで美しい環境のまち」の実現に向け取組をしている。 平成12年3月 ISO14001環境マネジメントシステム認証取得 平成15年4月 湖西市環境基本条例施行 平成16年3月 湖西市市地球温暖化対策実行計画作成 平成16年3月 湖西市地球温暖化対策実行計画作成 平成16年度 道の駅室船計画書作成 平成17年度 道の駅整備実施 地球温暖化対策実計画に沿って、この風光明媚な場所に位置する施設「道の駅」にクリーン・エネルギーを導入し、環境意識の高揚を促す。導入に対しては、その施設規模から「地域新エネルギー導入促進事業」による設置費支援。「環境と経済の好傷優のまちモデル事業」の採択により、質の高いクリーン・エネルギー導入促進をしようとするものです。	環境と経済の好循環のまちモデル事業実施要網(二酸化炭素排出抑制対策事業交付金交付要網) 地域新エネルギー導入促進事業 道路開発資金貸付要網	「地域新エネルギー導入促進事業」:地域において展 力発電、大陽光発電、バイオマス発電等の新エネル ギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地 方公共団体等に対して、事業費の一部を補助。	_	公募による地域新工ネルギー導入促進事業の対象としうる。独立行政法人NEDOが、提案内容について、新規性や普及可能性等の観点から審査し、交付を決定していく。		静岡県	湖西市	クリーン・エネルギー導入促進 履車のまち 構想	環境省 1110560 経済産業省 国土交通省
154	15492010	0 経済産業 0 省	自治体が提案する地域活性化のためのプロジェクト等の推進にあたっては、対応する個々の補助金では、対象範囲の限定等により使途制限が伴うと同時に、二重補助を回避しつつ財源確保に奔走する状況である。具体的には、中心市街地商店街や駅前等の既存建物である空き店舗を保育所、地域子育て支援センター及び一時保育等の保育サース提供施設として活用して商店街の活性化事動への副出に総びつけたい地域の要求を踏ま入商店街活性化事業を行う場合には、複数の省の所管する補助金を活用することになる。また、志木市型商店活性化プランを導入し、地域再生事業を総合的かつ一体的に行う場合にも、個々の事業補助の便途に制限又は二重補助回避に翻弄され、財源の有効活用の面では地域の裁量性は認められず、使途に締化に考えは至るものの、統合補助ではのとなり、統合補助といるととなり、地域の自主教理性が確保できないできないのが実状である。よって、地域再生のための事業に関連する現行の国の補助金を廃止し、地域の独自な取り組みを具現化するために、財源移譲することにより自主財源を以ばれば、対域の独自な取り組みを具現化するために、財源移譲することにより自主財源としたい。	實補助金交付要綱 中小商業活性化事業費補助金交付要 地域子育て支援セ ンター事業実施要綱 駅前等保育サービス提供施設等設置	省庁からなる中心市街地活性化関係府省庁連絡会議に	C	中心市街地等の活性化は地域の経済活力に向上にとって不可欠なものであるが、御提案にあるように補助金を廃止・税源移譲した場合、中心市街地等活性化に向けた取組は自治体の財政事情に左右されることとなり、かかる取組を実施したい自治体において、厳しい財政事情を理由に、中心市街地等の活性化に関係さい事態が生じるおそれがある。このため、中心市街地等の活性化に関係する補助金の廃止・税源移譲を行うことは困難であるが、今後、各施策がより効果的・効率的に実施されるよう連携を図ってまいりたい。		埼玉県	志木市	活き活きまちづくり構想	~ 経済産 業省 ~ 厚生労 1110350 働省
156	7 15672011	経済産業 省	バイオマス利活用の推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき 施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の 調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。 バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の 連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施 策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。 このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を 設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとら われずバイオマス利活用推進への助成を行う、バイオマス振興開整費(仮称)や特 別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。	(		С	バイオマス施策は、各省において、エネルギー政策、リサイクル政策、農林政策等様々な目的の下で実施されており、こうした各省にまたがる施策目的が異なる施策を整理・統合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。また、各施策によってバイオマスの利活用が効率的・効果的に図られるよう、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通じて、各省間において密接な連携を図っている。		千葉県	千葉県	<b>パイオマス立県ちば」の推進</b>	文部科学省 经済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省
158-	15842010	0 経済産業 省	計画区域内の遊休地・未利用地(未竣工地)を活用した地域再生、経済活性化を図るため、既存のインフラ(施設・電力・用水)、技術・ノウハウ、人材を活かし、経済性・効率性を重視した先導性のあるリサイクル産業の可放を行う。また、コンピナー企業の豊富な副性水素、LNG冷熱やパイオマス、大陽光、風力等の再生可能エネルギーを活用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術等の研究開発や、燃料電池、バイオマス、次世代太陽光などの研究開発を通じ、環境技術等を接した足履で減し産業構構地として事業を接した定職で重な展う産業育成のための技術開発振興を通じた新エネルギー関連産業等新たな産業の創出を目指す。	活律 ・廃棄物再生利用施設整備事業国庫 補助金交付要網 ・資源循環型地域振興施設整備費補 助金交付要網 ・パイオマス利活用フロンティア整 ・ディオ・要網 ・平成16年度石油及びエネルギー	を有する事業にけてなく、地域資源を取入機に占用した効果的・安定的なリサイクル事業に対し支援するとともに、補助採択案件の決定に際して公募による第三者審査制度を遵入。	D D	ご提案にある事業をはじめ各省において実施されている施策は、様々な目的の下で実施されており、こうした政策目的が異なる施策を整理・終合することは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。なお、ご提案の構想については、様々な支援メニューが用意されており、各施策で設定されている必要な要件を満たした案件であれば採択可能である。さらに、出来る限り効果的・効率的な施策展開が図られるよう、関係担当部局間で適宜連絡を取り効率的に事業を進めてまいりたい。		三重県	三重県 四日市市、四日市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画 (仮称)	環境省 経済産業省 農林水産省
159	5 15952034	2 経済産業 省	農外企業が農作業受託(請負)事業をはじめとする農業関連産業に参入する際の、 資金調達等について政策金融の対象とする。 具体的には、 中小企業信用保険法施行令第1条第1項第1号及び中小企業金融公庫法施行令第1 条第1項第1号を削り、中小企業省が行う農業について、中小企業信用保険制度及 び政府系中小企業金融の対象化を図る。	<ul><li>・同法施行令第1条第1項第1号</li></ul>	中小企業金融公庫法施行令第1条、中小企業信用保険 法施行令第1条において農業は中小企業金融公庫の貨 付等業務および中小企業信用保険制度の対象業種から 除外されている。	ž c	農業に対する金融支援策は農林水産省の所掌である。		北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	経済産業省 1110090

構想 (プロ ジェクト)管 理番号		<b>提</b> 理 省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁 ド
1614	1614201	10経済産業	今年度から中小企業の知的財産戦略を支援する補助金が創設され、兵庫県(実施主体:(財)ひようご中小企業活性化センター)においても本補助制度を活用し、事業を実施することとなったが、多くの中小企業においては、産業財産権に係わる実務に精適している担当者が不在であるのが現状である。 産業財産権は自ら管理することが必要であり、知的財産戦略を経営戦略として位置づけた後も、その後の企業活動にとって産業財産権を適切に管理することが必要不可欠であるが、現状では、一般的に中小企業においては独創的な技術を持っていても、産業財産権として、保護・活用する意識が乏しい。 また、(社)神戸経済同友会は「知的財産の創造と活用による神戸のルネッサンス」という提言のなかで、知財実務者専門育成コースを(財)新産業創造研究機構内に設置することを求めている。 このため、中小企業の知的財産戦略を支援する地域中小企業知的財産戦略補助金の一部を活用することにより、知的財産に関するセミナーを開催し、知的財産について意識を容発するとともに、知的財産の専門講座を設け、人材(中小企業の実務担当者)教育を行うこととする。 なお、知的財産専門家教育については、120名の技術移転アドバイザーを有し、技術移転事業やTLOひょうごを運営する(財)新産業創造研究機構に養成コースを設置する。	関うに何けるせいのから、 高長寺が必要かつ適当と認めるもの について、予算の範囲内において 付する。 < 補助対象経費>専門家謝金・旅費、 委員謝金・旅費、事務庁費、委 託費・ ・実施要領ア・事業内容 (4)知的財産戦略の策定 知的財産専門家等は派遣を受ける ・小企業者に対して、下記(イ)~ (二)を実施することにより、知的 財産手四へかの知的対産幹略なの理 知のサ本学年のたかの知の対象を解験の報	本補助事業は、中小企業における知的財産の戦略策定を目的としており、補助対象事業である知的財産戦略 変更には、特許分析等の支援、特許教財産の支援、事業化に向けた特許評価等の支援、 その他 事業遂行する上で必要と認められるものに限定している。	S C	本補助事業は、知財戦略を策定しようとしている中小企業者に対して、知的財産専門家等を一定期間集中的に派遣し知財戦略策定の支援を行うことを目的としている。不特定多数の企業を対象としたセミナー、専門講座については、本事業の目的からはずれるため、補助対象とすることは困難。なお、経済産業局が自治体や関係団体と連携して実施しているセミナー事業を活用することは可能。	原係 いめべの者でしています。 「関係」に対しています。 を担信しています。 を担信しています。 を関係し、対して表対・ミュ体のとするです。 を関係しています。 を関係していますは考える。 をできまります。 をできまります。 をできまります。 をできまする。 をできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	兵庫県	兵庫県	知的財産専門家育成プログラム	経済産業省 1110580
1619	5 1615201	10 <u>経済産業</u>	高度化資金の償還における約定変更(償還猶予)については、現在の中小企業総合事業団債権管理準則に従い、1年ごとに経営診断を行っている基準について、当該貸付自治体が中長期経営報応基づいた経営改善が見込まれ、償還と利利であることができるように改正する。 ことができるように改正する。 さらに、現状では返済期間を延ばすことは認められておらず、償還を猶予した額については返済期間の残期間内で当初約定変更額に上乗せして返済せねばならず、数回にわたって償還猶予期間と同期間の償還期間の延長を認めることにより、毎年の償還額の軽減を図り、資金繰り等の面から企業の経営改善を支援する。 災害復旧資金の貸付・据置期間が7年延長されており、また、県において「借換貸付」の償還期間が7年であるため、これに合わせて約定変更(償還猶予期間)を7年とするものである。 なお、現在、中小企業総合事業団の独立行政法人化を機会に、3年間以内の複年数に渡っての約定変更を認める方向で検討がなされている。	のは除く。)は、都道府県が実施する診断等において債務者の経営の改善及び設付金の償還又は譲り渡しの対価の支払に関する計画の妥当性並びに貸付け等条件の変更の必要性が認められたものであって、、たが認められたものについて行うことができる。 (略)	1年ごとに償還猶予、最終償還期限における期限到 長 1年間の償還猶予では経営状況が改善する見込のな い資付先については、複数年(3年以内)の一括償還 猶予、期中における最終償週期限の延長(3年以 内)、一定の要件を満たせば再度適用が可能。 特定の事業におけ、倒産組合員の占有施設に係る 元金及び利息の一括償還猶予、期中における最終償還	新 E 4 B 5 B D	高度化資金にかかる償還猶予については、都道府県等からの要望を踏まえ、左記(制度の現状)に記述のとおり本年7月から複数年の 償還猶予と期中における最終償還期限の延長を可能としたところ。 複数年の價遺猶予措置については、旧中小企業総合事業団が昨秋以降数回にわたり都道府県から意見を聞いた上で3年以内としたところ。 当場からの質問に対する貴県の回答によれば、7年にこだわるつもりはないとのことであるので、今回導入した措置により、支援は可能であると認識。		兵庫県	兵庫県	経営再建プログラム	経済産業省 1110230
163:	2 1632201	経済産業 10 省	8事業に区分されている「地域産業集積中小企業等活性化補助金」を一本化して 県に交付することとし、地域の実情に即して柔軟に執行できるものとする。	・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第28条・第29条、 ・地域産業集積中小企業等活性化等補助金交付要綱第4条	グローバル化に伴う産業空洞化の影響を受けた中小企業集積について、当該集積の活性化を目的として、新分野への進出等を試みる当該集積地域の中小企業に充して補助を行う。 具体的には、都道府県が作成し国が同意した「活性化計画」に沿って、個別中小企業・組合作成の計画を都道府県が実認し、その上で、ごく小規模の事務所や技工場の建設費補助や、研究開発に対する補助等の支援措置を行う。	ff ff E E	御提案にある補助事業については、国と地方の役割分担の観点等から16年度をもって相当数を廃止する方向で見直しを行っている。また、地域産業集積中小企業等活性化補助金は18年度をもって終了する予定である。		茨城県	茨城県	県北臨海地域ものづくり産業集積 再生構想	経済産業省 1110570
1634	1634201	10経済産業	本市では「民学産公」の連携・協力により、教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク大学(仮称)の開設を予定している。しかし、こうした構想を実現するには、産学室共同の研究開発の成果を事業化に効果的に結び付けていくことが重要であるが、既存の産学連携関連支援施策は、対象分野や廃土体、研究目的等が非常に組分化・具体化されており、地域主型の率的な事業実施を行う観点からは、使い勝手が悪いため、関連する国庫補助金の統合・一元化を図り、地域の自主裁量を拡大した事業を創設する。	C	・経済産業省と文部科学省においては、それぞれ「産業を進入スター計画」と「知的クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」等を進めているが、(1)経済産業省では、企業を中研究開業業を進めているが、(1)経済産業省では、大学等公的研究開発事業を経りをできた。 参生のでは、1000円では、大学等公的研究開始を中心とした実研の発力をできまり、新事家開始を図る。(2)文部科学省では、大学等公的研究開館を中心とした基礎的研究外野における産学官共同制度を選けつつ、両省が一段協力力で、地域における権を選けつつ、両省が上級が対け、100円では、200円では	穿 同 の 田 重 直 を 2.A	1. 各省で行われている産学官連携関連支援施策は、様々な施策目的の下で実施されており、こうした目的が異なる施策を整理・統合し地域の自主裁量を拡大することは、一部の施策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 2. 一方、御提案にもあるように産学官共同の研究開発の成果を事業化に効率的に結び付けることが重要であることにかんがみ、「産業フラスター計画」と「知的クラスター創成事業」との連携を強化すべく、産業クラスター計画関連施策の一つである地域新生コンソーシアム研究開発事業において、知的クラスター創成事業とはの主まれた成果をより積極的に取り込むための「他所省連携枠」を創設することを概算要求に反映しているところ。さらに、総合科学技術会議では関係省庁が連携し政府一体となって取り組むべきテーマを連携施策群として積極的に推進することとしており、その一つとして「地域クラスター」が検討されているところ。		東京都	三鷹市	産学官連携事業における補助金 の再編	文部科学省 経済産業省 1110380
164	1641201	10 経済産業 省	当市が取組む、本町オリベストリートの拠点施設である多治見中心市街地都市型産業基盤施設(たじみ創造館)は、地域振興整備公団が担う、中心市街地活性化事業のメニューで建設したものである。しかしながら、家賃設定が、地域周辺相場と比較し、かけ離れご高額であるため(周辺相場の1,800円/㎡に対し、創造館平均家賃億3,840円/㎡)、地場事業者等や名古屋事業等が人居できなくった、空き区画がある状況である。よって、中小企業庁が所管する「大型空き店舗活用支援事業」について弾力的な運用を行い、地域振興整備公団施設(たじみ創造館)のデナント人居者の賃貸料・改装費に対しても適応できるよう柔軟な対応を求めるものである。	中小企業経営革新等対策費補助金交付要網	大型店撤退後の空き店舗をTMO等が賃借し、新規 創業店舗や経営革新店舗 コミュニティ施設などを通 正に配置し、魅力ある商業施設を実現するために必要 な賃借費や、改装費等の一部を最長3年間支援。	6	大型空き店舗活用支援事業は、平成14年度補正予算において、緊急的な措置として講じたものである。 当省としては、緊急的な措置としての役割を終えたと判断し、平成17年度からは新規案件を採択しないこととしている。		岐阜県	多治見市	オリベストリー ト構想	経済産業省 1110360